

介護予防・日常生活総合支援事業

「最近足腰が弱ってきたような気がする」「家事をするのがしんどくなってきた」
「どこにも出かける場所がなく、家にこもりがち」

介護予防・日常生活総合支援事業は、

そんな方に主体的に介護予防に取り組んでいただくためのサービスです

チェックリストに該当する方には、さまざまなサービスを受けられる可能性があります。チェックリスト非該当だった方にも、「一般介護予防」のサービスをご利用いただけますが、ここではチェックリストに該当した方のサービス利用について説明します。

チェックリスト判定

燕市役所長寿福祉課窓口
地域包括支援センター
へご相談ください。



申請に必要なもの

- チェックリスト
- 介護保険被保険者証

チェックリストに
該当したら…

相談と ケアプランの作成



地域包括支援センター職員
または居宅介護支援事業所
のケアマネージャーが相談
にのり、ケアプランの作成
を行います。

「介護保険
被保険者証」
「負担割合証」
の送付



“事業対象者”の記
載と、チェックリス
トの有効期間が記載
された『介護保険者
証』と、1割～3割
の自己負担割合が記
載された『負担割合
証』がお手元に送付
されます。

サービス利用

目標を持って
自立した生活を続けましょう！！



くわしくは内側と裏面の
サービス一覧をご覧ください